

粟崎地区建物等水準調査業務委託（その1）

特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、令和6年能登半島地震を起因とした液状化被害に対し、再度災害防止を目的とした液状化対策工事等の影響を確認するため、建築物及び敷地の水準変動の観測調査を行い、被災者の再被害に対する懸念緩和を目的とする。

2. 業務範囲

金沢市粟崎町地内

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4. 業務内容

（1）打合せ協議

本業務に係る打合せ等は、「業務着手時」、「中間打合せ」、「成果品納品時」を基本とするが、必要に応じ実施するものとする。

（2）作業計画の作成

業務実施にあたり、作業工程及び作業手順、報告書作成までの計画を作成する。

（3）現地踏査

業務着手にあたり、事前に現地状況を把握し、円滑に作業が行えるよう作業計画へ反映させること。

（4）建物水準調査

調査対象範囲内の敷地及び建物基礎の不動点における水準測量計測8点程度 pp(基礎辺長の計測を含む)並びに既存の建物基礎クラック状況を調査し、調査対象敷地毎に水準測量結果及び建物傾斜状況並びに基礎クラック状況を報告書としてとりまとめる。

基準とする水準点は、発注者と協議し決定するものとする。なお、調査対象者への調査実施案内の送付は発注者が行う。

5. 資料の貸与

本業務にて貸与可能な資料は下記とする。なお、提供したデータは本業務においてのみ使用するものとする。

- ・令和6年道路災害復旧工事に伴う測量業務委託 報告書（地形図）

6. 成果品の提出

成果報告書は、委託業務内容の各項目について十分な調査を実施し、内容の不統一、相互間の矛盾のないものとして必要部数を提出すること。成果報告書提出内容は下記の通りとする。

- ・報告書（本編）（A4判） : 1部
- ・電子データ : 1式

7. **秘密事項の堅持**

受託者は、業務上知り得た内容について、これを絶対に他に漏らしてはならない。また、成果品はすべて発注者の所有とし、本市の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

8. **業務の瑕疵**

受託者は、業務委託が完了し、成果品引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、速やかに受託者の責任において修正しなければならない。

9. **その他**

本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議の上定めるものとする。